

## 平成25年度公益財団法人埼玉県体育協会臨時理事会議事録

日 時 平成26年1月24日(金)午後3時から4時00分まで

場 所 上尾市・スポーツ総合センター2階202研修室

議事次第及び資料 別添一式のとおり 一部資料については、議事終了後回収

出席者 桜井副会長、森副会長、三戸副会長

岡野、小林、佐藤、田巻、羽鳥、原島、藤沼、松岡、宮下、茂木、

柳川、油井、鈴木 以上 理事16人

監 事 高田、堀口

事務局 岩崎、栗原、久保、岡田

岩崎事務局長

ただいまより、臨時理事会を開催します。開会に当たり、桜井副会長よりご挨拶申し上げます。

桜井副会長

どうも皆様こんにちは。本日は、お忙しいところ、臨時理事会ご出席いただき大変ありがとうございます。昨年9月の第2回理事会でお知らせしましたアイススケート場の件について進捗状況遅れていますが、みなさまのご理解とご審議をお願いします。

岩崎事務局長

定足数の確認です。29人中15人(最終16人)の出席で、成立いたしております。進行に当たりまして、本理事会の議長を桜井副会長にお願いいたします。

異議なし

桜井議長

それでは、暫時、議長として務めさせていただきます。よろしくご協力のほどお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名人2名の方ご指名させていただきます。岡野理事様、小林理事様をお願いします。

岡野、小林理事 了承

議長

早速、次第に従って、第1号議案 (仮称) 埼玉アイスアリーナの整備等に関する協定書について、専務理事からご説明します。

三戸専務理事

それでは、第1号議案ですが、議案の前に、お手元の、アイスアリーナ建設管理運営のスキームという色刷りの資料2枚と管理運営スキームから見た「整備(建設・所有)」及び「変更認定申請」並びに「財政リスク」についてという資料により説明します。全体の枠組について、いままで、お示ししております

たが、若干、建設協力金など変わってきております。また、スポーツ振興課の方で法務相談をしていただきました。その中で、リスク管理どうするか、一方、税務の問題など様々なところで、相談しながら、進めてまいりました。まず、全国のスケート場の設置状況ですが、現在、埼玉県のスケート場は、川越、川口など、3か所のアイススケートリンクがありますが、規格としては、公式大会はできない状況です。通年営業は、千葉、神奈川くらいで、関西には、愛知、兵庫などあります。次に、色刷りの資料で建設管理運営のスキームを見ていただくと、私どもの役割は、公益財団法人の性格を生かして、公園スタジアム課や北本県土事務所とのやり取り、設置申請と土地建物の管理を受け持つ。アリーナの建設は、パティネレジャーとのやり取りのうち、アリーナ総工費20億円かかるのですが、パティネレジャーが、建屋の建設を行い、建設後の建屋を、私どもが所有し、代わりに、施設運営権を同額譲渡するものです。パティネレジャーには、青の矢印のように、施設運営の権利をいっぺんに譲渡し、建屋を保有すると、4億円の建物が、課税されて取得税がかかるので、困難が生じるため、これを減価償却の考え方で、31年分割で施設の使用料支払いとして返還という形をとります。この事業ですが、本来、中身は、公益に関するものとみてもよいのですが、複雑すぎて、わかりづらく、議事文書係でも公益認定の変更許可に時間がかかるので、収益事業として収益の、50%を公益に使う方向です。毎年、所有に伴う義務的経費として、パティネから賃料として固定資産税相当を受けて、支払い、さらに10万円でも利益が出れば、半分を公益に使う。そのような形で行きたい。もう1枚のロードマップですが、パティネレジャーと私ども財団と県、上尾市、スポーツ振興課など多方面、様々なやり取りがあり、スパイラルにやり取りして、進めていくこととなります。現在は、パティネレジャーと一緒にやりましょうということで、協定書を取り交わしておくもので、ご審議いただくものです。2月上旬には、の、設置許可申請、の設置許可、使用料免除の処分をいただいて、パティネレジャーが建築確認申請を行う。このような形で、最後に、3月に、基本計画の合意をし、建築許可をいただき、スタートしたい。何とか、11月1日のオープン竣工に間に合わせたい。私どもとしては、パティネとのやり取り、一方、上尾市とのやり取り、公益財団として、議事文書とのやり取りなど、進めていく。もう一つの資料が、整備管理上の財政リスクなど、記述した資料、1にありますように、建屋の整備（建設・所有）で、建設はパティネがやり、最後に、所有を体協が受ける、技術的には、実際は、建屋の竣工の後、登録変更し、検査済み証発行後、本会所有となり、その管理運営は、パティネが行うものです。2には、この事業を、公募しないことから、公益事業としての認定が難しいので、収益事業化し、変更認定申請をします。財政リスクについては、(1)のとおり、まっ

たくPFIに準拠した取扱いについて上尾税務署に相談中です。会計処理としては、代金の返済と減価償却は同額とし、取得時、決算時の扱いはこの図のようになると思います。(2)の財政リスク、ですが、リスクはどんな方法でも0にはならないので、課税軽減策など探っていきます。最大のリスクは、パティネが倒産したとき、私どもに、施設全部が贈与され、受贈建物として、課税される時、対応できるかです。そのため、少しずつたくわえをしてそれに備えますが、非課税の基金として、認めてもらえればよいが、大宮公園の飛行塔も蓄え認められていないので、これは無理と思われるので、遊休財産の範囲内で積み立てをし、全体として、課税されない範囲で積み立てをしていきます。最悪の場合は、契約上、何が何でも、建物権利を置いて行けという、ダブル課税を財団が受けるので契約の段階で、それを避ける手立てを検討している。以上、税務相談した結果です。

第1号議案ですが、協定書案ですが、第1条に目的、第2条に業務分担、第3条に本協定の期間の定め、本日議決いただければ、本日からとなります。第4条設置場所の特定、地積、測量をして正確になった時点で書き込みます。第5条で、損害賠償、90日以内に許可を受けられなければ解除し損害賠償を請求する。第6条、建設の内容、第7条、権利義務譲渡禁止、第8条は建設の履行延長の規定、第9条で履行手続きの書面での通知、第10条協定の解除規定について、第11条その場合の処置、撤去費用の事、第12条、13条、検査員の権限等、第15条秘密保持義務、第16条協定の費用負担、疑義についての協議などです。パティネの方もこの内容で、了承手続きを進めているところです。私どもも、会長にはお話ししております。今日の理事会での議決については、スポーツ振興課長から、同時進行で知事へお話しいただくことになっていきます。

議長

第1号議案について細かいお話が終わりました。協定書の案についてご審議いただいて議決。私ども、パティネと共同で、竣工の暁には、この協定書は終了し、新たな契約ができます。私どもは基本的に出費しないで、進めていきます。税務署とも相談して結果待ちではありますが、皆さんからご意見がございませうか。

宮下理事

20億円をパティネが出して作るということで、体協が建屋をもらう、その代わり運営権をもらう、営業益を得る。県が土地を無料貸し出しする、というのがよくわからない。

専務理事

分割して、31年かけて県体協がもらうものです。

宮下理事

アリーナ立てたとき、運営権は体協にあるのか。

専務理事

P F I の考え方であります。この場合、民対民なので、県の条例はなくてもよい。

宮下理事

こういう方式は他にあるのか。

専務理事

国内には、ありません。兵庫や新潟は似たような形、千葉も運営管理をパティネがやっている。新潟も2月1日オープンしますが、おなじく管理していません。民間業者が、コンビニを私有地に建てて、その代わり営業権を得るようなものではありません。当初、管理運営は、本会でやります。といったが、県有地で、公募して、プレゼンテーションやる形なら、条例などがいるが、一社直接取引なので、こういう形になってきました。

宮下理事

会社はどうか。

専務理事

信用調査はしている。今のところ問題はない。

田巻理事

建屋にリンクなどついてもらうことになるのですか。体協は箱をもらうだけではないのか。

専務理事

建屋は倉庫という認識です。倉庫だけを4億円相当、パティネがリンクなど施設をあとから設置する。パティネが撤退するときは、全ておいていくことになります。

田巻理事

最初は建物だけだけど、最後は、中身もすべておいていくのですね。

専務理事

その通りです。本会にとっては都合がよい。問題は税金のところです。

議長

それではお諮りします。

異議なし

議長

原案のとおり異議なしということで決しました。続いて、第2号議案、「仮称埼玉アイスアリーナの整備等に関する要望書について」説明をお願いします。

専務理事

第2号議案は、第1号議案の後追いになりますが、こういう要望書がなくてはこのこと、お出しするものです。素案というのは、これから変更もあるるので、素案とします。また、会長上田清司から知事上田清司ということではなく、公園施設の設立許可と使用料の減免という具体的な知事の権限に係る要望書でありますから、発信は、代表理事櫻井勝利といたします。

議長

素案という表現もご考慮願ひ、何かしら変更も加味してお諮りします。何かご提案ございますか。原案のとおり議決いただくこと異議ございませんか。

異議なし

議長

それでは、異議なしということで決しました。第3号議案「仮称埼玉アイスアリーナの整備等に関する進め方について」です。

専務理事

そこにありますように、先ほど来、様々な関係方面との折衝や手続きが生じてまいりますので、諸業務について、特に、財産関係など、評議員会の議題になりますので、正副会長及び事務局担当者に一任いただき、皆様に適宜、報告、提案します。特に、財務関係が大変なので、事務局担当者を、この件に関して、栗原総務課長とするものです。

議長

異議ございませんか。

異議なし

異議なしということで決しました。

専務理事

それでは、報告事項ですが、唯一の収益事業である大宮の飛行塔について、老朽化していること、消費税が、従来全部かぶっていましたが、このたび8%にあがることに伴い、運営している「東京ハイランド」から値上げの申請がありまして、止む負えないものとして、2歳以下は0円、子供100円を200円に、大人200円を300円にいたしたいということです。子供と一緒にの場合は、大人も200円で結構です。ということにしようと思います。あわせて、飛行塔の台座がだいぶいたんでおりますので、修理しなくてはと思っていますが、専門業者に見てもらっています。このための費用1500万円ほどありますので、それを手当てしようかと考えています。主軸のタワーは半永久的にもつので、大丈夫ということです。

議長

それでは、本日お示ししました議事はすべて終了しました。

高田監事

第2号議案の表題は統一して、アイスアリーナというのではなく、要望書の題のとおり公園施設としてのスケート場でよいのでしょうか。

専務理事

今おはなしのとおり、最終は、名称はアイスアリーナに統一します。公園法では、「スケート場」しかないので、これを使います。私どもは、パティネとも、「アイスアリーナ」でやりとりして決まっていますが、要望書として、公園法の設立許可を持ち出せば、スケート場となります。法律を変えるわけにいかないし、条例も公園法を受けてますので、これで行かざるを得ません。それでは、議題も表題に合わせて代えさせていただきます。

議長

以上、本日の議事は終了しました。

終了 15時55分